

新型インフルエンザ等対策推進会議運営規則

令和3年4月1日

新型インフルエンザ等対策推進会議決定

新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）の運営については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び新型インフルエンザ等対策推進会議令（令和3年政令第138号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

1 議事

- (1) 推進会議は、議長が認める場合は、分科会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。
- (2) 推進会議（分科会に置かれる部会にあつては、分科会）は、議長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が認める場合は、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

2 議事の特例

- (1) 推進会議の委員は、議長の了承を得た場合に限り、代理人に出席させることができる。
- (2) (1)の規定は、分科会及び部会の委員について準用する。

3 会議の公開

- (1) 推進会議は、原則として会議を公開し、又は議事録を公開するものとする。ただし、議長は、公開することにより公平かつ中立な検討に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- (2) (1)ただし書きの規定により会議及び議事録を公開しないこととした場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨（発言者なし）を公表す

るものとする。

(3) 推進会議の資料は、議長が検討の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な検討に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他正当な理由があると認めるものを除き、公開するものとする。

(4) (1) から (3) までの規定は、分科会及び部会の会議の公開について準用する。

4 雑則

この規則に定めるもののほか、推進会議、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ議長、分科会長又は部会長が定める。